

「Made in Japan 商品」を募集します

～日本郵便とともに中国市場へ販路を拡大しませんか～

日本郵便株式会社(JP)は、地域に根ざし気軽にご利用いただける郵便局を通じて、地方創生の取組みとして海外販路開拓を目指すお客さまへの支援サービスを推進しています。

本取組の一環として、昨年9月に上海にて日本商品の商談会を開催し、その後多くの中国の大手バイヤー様から、「Made in Japan 商品」の引き合いを頂くことになりました。

今年度も引き続き、中国市場に向けて販路開拓を目指すメーカー様、生産者様の「Made in Japan 商品」を募集いたします。

中国で販路開拓を意欲的に検討されている皆さまのご応募を心よりお待ちしております。

本件募集の流れ

- **「Made in Japan 商品」の応募・選定**
ご応募いただきました各社様の商品の中から、輸出入の可否、市場性、諸条件等を勘案し、選定させていただきます。
- **中国にて個別商談を実施**
選定させていただいた「Made in Japan 商品」は、日本郵便の100%子会社である郵便(中国)国際物流有限公司(以下、「郵便中国」)が、メーカー様・生産者様に代わり、中国・上海市において、大手スーパー、Eコマース事業者等のバイヤー様と個別商談を行います。
- **輸出入・ロジスティクス**
商談が成約した場合、中国向け輸出入に関する貿易及びロジスティクスをJPと郵便中国が対応します。バイヤー様へのアフターフォローについても郵便中国が実施いたします。

募集概要

- 募集対象** Made in Japan 商品
- 主催者** 日本郵便株式会社
郵便(中国)国際物流有限公司(日本郵便株式会社100%子会社)
- 応募要領** 次ページ以降「応募要領」ご参照
- 応募期間** 2015年9月16日～10月16日
- 応募先** 日本郵便株式会社「Made in Japan商品募集」事務局
E-mail : shoudankai.ii@jp-post.jp
- お問合せ** 上記E-mail または、専用電話080-9891-0790

応募要領

応募期間 2015年9月16日(水)～10月16日(金)

応募方法

「Made in Japan 商品募集」事務局宛に、Eメールにて応募資料をご請求ください。
追って事務局よりエントリーシート等応募書類を送付しますので、必要事項を記載の上、Eメールにてご応募ください。

資料請求・応募先 Eメール : shoudankai.ii@jp-post.jp

対象商品

- Made in Japan (日本産)の商品
(食品、飲料、健康食品、日用品、化粧品、生活雑貨、ベビー用品、インテリア雑貨、美容健康関連商材、環境商材、建築資材、伝統工芸品など)

「コンクールやコンテストの金賞」「最優秀賞」などの受賞歴がある商品、また機能面などで差別化ができる商品は、訴求力が高まります。

※ 一般貿易により中国に輸出し、店舗等で販売する場合は、輸出入関係法規の申請対象となり、申請に費用と期間を要します。越境Eコマースにて販売する場合は、その限りではありませんので商品ごとにバイヤーへのアプローチを工夫させていただきます。

- (例)
- CCC認証の対象となるもの・・・おもちゃ、家電製品等
 - 衛生証明書、医療器具証明書の取得が必要となるもの・・・浄水器、医療品等
 - 輸入(非)特殊用途化粧品備案憑証(販売許可)の取得が必要となるもの・・・化粧品、健康食品等

(参考:化粧品の販売許可取得に当たっては、一般的に費用は約100万円、期間は約1年程度要します。)

※ 次に該当する物は応募不可とします。

- ・ 危険物等の輸入禁止品目
- ・ 特許権、意匠権、商標権などを侵害するもの、あるいはその恐れがあるもの
- ・ その他、現地の規制を受けるもの

ご参考

「基本的な中国の輸出入制度」 ジェトロホームページ

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_02/

「国際郵便 - 国・地域別情報(国際郵便条件表) - 中華人民共和国 - 禁制品」日本郵便株式会社Webサイト

http://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/nonmailable_articles.php?cid=41

応募書類の提出

- 応募締切 10月16日(金) 必着
- 応募書類(エントリーシート、商品紹介シート)
- 書類は、事務局宛にEメールにて送付ください。
- 応募する商品点数に制限はありません。
- ご提出いただいた書類等は返却できませんので、ご了承ください。

応募商品の審査及び出品商品の選考

- 主催者及び主催者の委託を受けた現地マーケットに精通した者にて、ご応募いただいた商品の市場性、諸条件等を勘案し、選定させていただきます。
- 決定時期 10月末
- 選考結果につきましては、メールにて個別に決定通知を送付いたします。
- 選考結果に至った理由につきましては、一切お答えできませんので、ご了承ください。

応募に際して提出いただく書類等

(1) 「Made in Japan商品応募」エントリーシート、商品紹介シート

- ・ ご記載いただいた内容が商談用資料に反映されますので、中国の販売先に提案することを前提として内容をご記載ください。

(2) 商品の画像

- ・ 商品全体が鮮明に確認できる画像ファイル(500Kb～3MB)をJPG形式にてご用意ください。
- ・ 商品画像の背景はできる限り無地(できる限り白)のものをご送付ください。

(3) 商品が掲載されている商品カタログ、会社案内

- ・ 商品カタログ及び会社案内(以下、「商談必要書類」)は、中国語版をお持ちの場合、日本語版とともにご提供ください。電子はEメールで、印刷物は郵送で事務局あてご送付ください。

選考後の流れ

(1) 出品商品決定通知 10月下旬

- 担当者より個別にご連絡いたします。

(2) 出品者様と個別打合せ 11月上旬～11月下旬

- 商品バリエーションの選定、商談資料準備など、個別にお打合せを開始させていただきます。
- 商品取引に必要な契約を、主催者と取り交わしていただきます。

(3) 商品サンプル、商談必要資料の送付 11月上旬～商談会開催前

- 商品サンプル、商品必要資料をご準備いただきます。
- 商品サンプルについては、出品者様において、EMS等の国際郵便により、中国国内の指定場所あてご送付いただきます。中国側での通関事前確認、商品ラベルの登録申請、バイヤーとの商談のため、商品サンプルを2点以上ご提供いただきます。輸送方法等につきましては、事務局あてご相談ください。

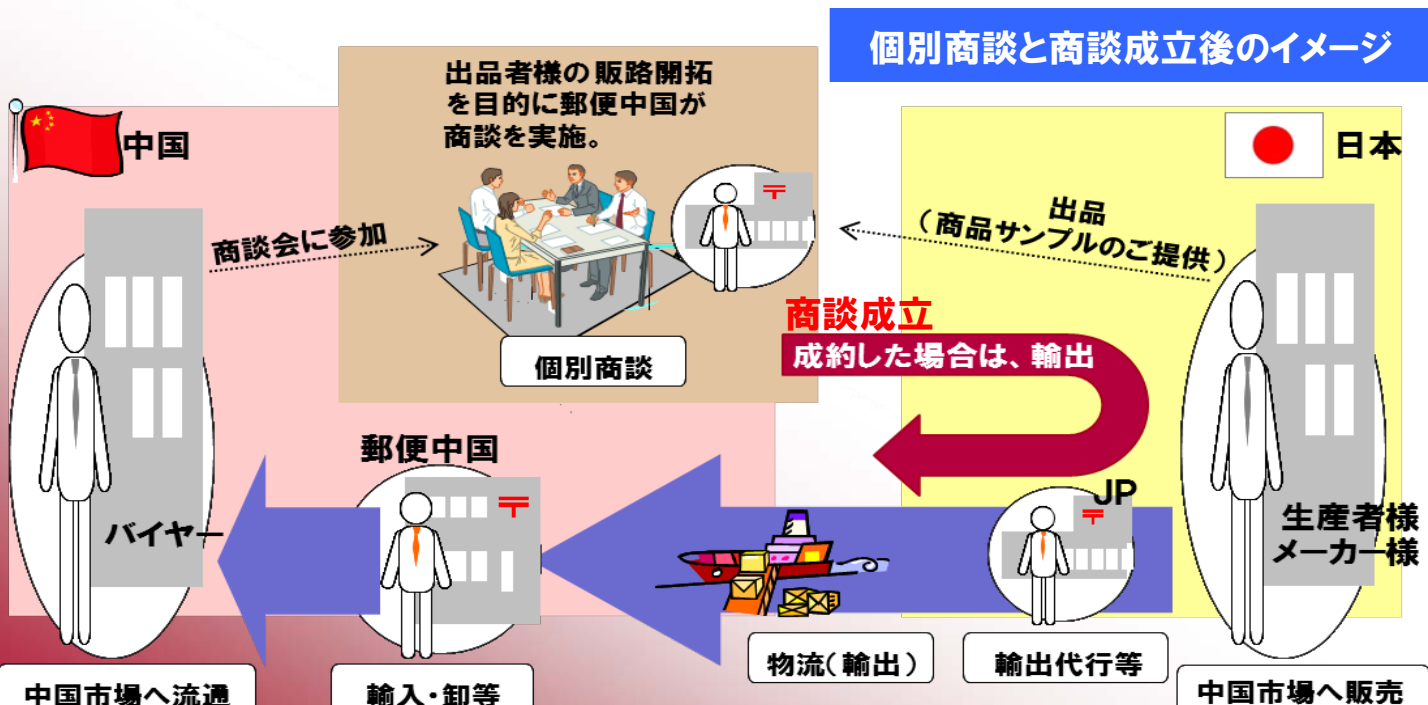
(4) バイヤーとの商談 12月上旬

- バイヤーとの商談は、出品者様に代わり郵便中国が行わせていただきます。出品者様に現地に出向いていただく必要はございません。

(5) 商談成立後の輸出準備 12月下旬以降

- バイヤーとの取引は、主催者を介して行っていただきます。
- 輸出入に関する手続き及び商流の組立を、主催者が出品者様とご相談の上、具体化します。
- 通関に必要な資料など輸出に向けた準備は、日本郵便が対応させていただきます。

個別商談と商談成立後のイメージ



主催者が提供するサービスに含まれる主なもの

- 商談場所(設営、備品、展示、清掃、関係スタッフ雇用等)
- 主催者所定の一般的な事業広報活動
- 商談用資料の作成
- 商品輸出における必要書類作成
- バイヤー等の選定及び商談に向けた事前打診、商品事前説明等
- バイヤー等の招聘
- バイヤー等との商談、アフターフォロー(商品提案、見積提示、条件交渉など)
- 商談用商品の現地保管、管理

出品者様にご負担・ご提供いただくもの

- 商談や輸出入通関等に必要な商品サンプル
- 商談や輸出入通関等に必要な商品情報(成分、製造工程等)
- 主催者指定場所に輸送する商品サンプルの梱包並びに郵送費用及び関税等(国際輸送に耐えられる様な梱包をお願いします。)
- 会社案内、商品カタログ・パンフレット、提案資料等
- (打合せ等に出席される場合)出品者様の旅費
- 知的財産権(商標登録、特許等)の申請、登録に関する費用
- その他、前項「主催者が提供するサービスに含まれる主なもの」以外の費用

その他のご注意事項

応募について

- 1 選定は、送付いただきました書類等にて行います。バイヤー視点で協議されますので、商品紹介シートには、できるだけ詳しく特徴等記入いただけますようお願いいたします。
- 2 商品サンプル、説明動画DVD等の添付も可能です。事務局宛に郵送願います。
- 3 ご応募いただく各社様及びその関係者が反社会的勢力である、又は反社会的勢力であった場合及び反社会的勢力との交際、資金提供や役務提供等、その他何らかの関係があった場合は、応募をお断りいたします。

知的財産権の扱いについて

- 1 出品者様名、商品名、商談結果等につきましては、公表させていただく場合がございます。この場合、あらかじめ出品者様にご意向を確認させていただきます。
- 2 商品の知的財産権につきましては、商品出品者様において管理をお願いします。
- 3 商品販売に当たり、各商品について必要な商標権登録、特許等の申請手続きを行っていただくことをお勧めします。

商品サンプル等の返送、処分について

「商品」とは、商談用にご提供いただく商品サンプル及びカタログ等商談必要資料を指します。商談用にご提供いただいた商品サンプル及び商談必要書類は、商談終了後、バイヤーのフォローを目的とし、原則、主催者が引き取るものとします。なお、出品者様への返送若しくは廃棄する場合の費用は、出品者様にご負担いただきます。

第三者との紛争等

出品者様は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、出品者様の責任と費用負担により、これを解決し、又は第三者に対しその損害を賠償するものとします。

- 商品出品に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- 商品の瑕疵(かし)又は欠陥(中国の「製品品質法」及び「権利侵害責任法」等に定める欠陥を含む)により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- 商品に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の産業財産権若しくはノウハウ又は著作権上の権利侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

商談の中止等

- JPは次に掲げる事由の場合、個別商談を取りやめることができることとします。
 - ・ 戦争、政情不安、天災、伝染病、その他主催者の責任に帰することのできない事由により個別商談ができなくなった場合。
 - ・ 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合。
 - ・ 中国国内での商品輸送等のトラブルにより個別商談の実施が不可能になった場合。
 - ・ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、主催者が商談の実施を不相当もしくは不可能と判断した場合。
- 上記の場合、主催者は事情に応じ、商品の措置等について速やかに決定しますので、出品者様はそれに従っていただくものとします。

商品出品の承諾、取り決めの無効及び解除

- 出品者様が主催者の定める出品者基準を有しないことが判明した場合、商品出品の承諾後であっても、主催者はいつでもそれを無効とできることとします。なお、この場合、出品者様は資格喪失に関して発生したいかなる損害の賠償についても、主催者に請求できないこととします。
- JPは、出品者様が本応募要領に違反した場合、商品出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、主催者は、出品者様に対し賠償請求が可能なこととします。

免責・紛争

- 主催者は、商品の出品に伴う事故についての責任を一切負いません。ただし、主催者の行為による場合は、この限りではありません。
- 本応募要領中の「商談の中止等」に掲げる事由及びそれ以外の事由により商談を中止等することになった場合、これにより生ずる出品者様の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負いません。
- 本件に関する係争は、東京地方裁判所を管轄権を有する専属管轄裁判所とすることに同意していただきます。日本法に従って受理されるものとします。

お申し込み・お問合せ

日本郵便株式会社/郵便(中国)国際物流有限公司

「Made in Japan 商品募集」事務局

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

専用電話: 080-9891-0790 (受付時間: 月~金(平日) 9:00~17:00)

メールアドレス: shoudankai.ii@jp-post.jp